

# H-1B ビザ抽選の代替案:外国籍労働者を雇用する8つの選択肢

配信日:2025年1月29日

H-1Bビザ抽選に漏れることは落胆を招くかもしれませんが、それが必ずしも終わりを意味するわけではありません。外国籍の労働者を雇用している場合、短期的・長期的、さらにはあまり知られていない解決策を検討することで、将来的な外国籍労働者の雇用を確保できる可能性があります。以下に、H-1Bビザの抽選に選ばれなかった労働者向けの主要な8つの代替案を簡単にご紹介します。

### 1.H-1B の追加オプション

- H-1B ビザは、少なくとも学士号(又は同等の資格)を持ち、USCIS によって「専門職」と認められる職務で働く外国籍の方を対象としています。H-1B ビザの年間上限は、65,000 件の「通常」ビザと、米国の修士号以上を持つ労働者向けの 20,000 件のビザに設定されています。しかし、あまり知られていない H-1B の追加オプションもあります。
- **H-1B1 ビザ**は、チリとシンガポールの国民を対象としており、これらのビザには年間上限がありますが、通常の H-1B ビザほど迅速に上限に達することはありません。
- 特定の非営利団体や教育機関を含む一部の団体は、H-1B ビザの上限から除外されています。
- H-1B ビザには移行性があります。そのため、他の米国雇用主のもとで既に H-1B ステータスで働いている外国籍労働者を雇用できる可能性があります。ただし、一部の状況では追加の手続きが必要になる場合があります。

#### 2.一時的なビジネス訪問者

H-1B ビザの代わりに、一部の外国籍労働者は B-1 ビザが利用可能な場合があります。例えば、業務提携先との協議、契約交渉、短期研修への参加、又は科学関連、教育関連、専門に関する会議、若しくはビジネス関連の会議への出席を目的として米国を訪問する場合などです。

### 3. 多国籍企業内での転勤

L-1 ビザは、多国籍企業で過去3年間のうち少なくとも1年間フルタイムで勤務し、関連企業での勤務を目的に米国へ転勤する外国籍労働者を対象としています。対象となる職務は、経営者又は管理職、若しくは専門的な知識を必要とするものであり、外国での職務も同様に経営者、管理職、又は専門知識に関わるものである必要があります。





## 4. 国別のビザ

E-2、E-3、TN ビザは、米国と条約を締結している特定の国の外国籍労働者を対象としています。例 えば、カナダやメキシコの国民は、特定の専門職(会計士、エンジニア、科学技術者、技術コンサル タントなど)で働くために TN ステータスを取得することができます。

#### 5.代替的な就労許可

一部の外国籍労働者には、就労許可証 (Employment Authorization Document: EAD) の申請 資格があります。既に EAD に基づいて働いている外国籍労働者や、学生を対象とした F-1 ビザの オプショナルプラクティカルトレーニング (OPT) を通じて、EAD を取得できる労働者を雇用できる可能性があります。また、STEM(科学、技術、工学、数学) プログラムを卒業し、自身の専攻分野に関連する職務に従事している外国籍労働者は、現在の EAD が失効する前に STEM EAD を取得する資格がある場合があります。

#### 6.卓越した能力

O-1 ビザは、科学、芸術、教育、ビジネス、又はスポーツの分野で卓越した能力を持つ外国籍労働者、又は映画やテレビ業界で卓越した業績を持つ外国籍労働者を対象としています。これらのビザには上限がありませんが、基準は非常に厳しく、十分な証拠書類の提出が求められ、USCIS による厳格な審査が行われます。

## 7.インターン及び研修生

J-1 インターン/研修生ビザ又は H-3 研修生ビザは、実践的なトレーニングや体系的な研修プログラムを伴う初級職のために利用可能です。これらのビザでは、なぜその研修が母国で受けられないのか、また、外国籍労働者が米国で習得したスキルを母国での将来の雇用にどのように活用するのかを証明する必要がある場合があります。

#### 8.長期的な解決策

上記の一時的又は短期的な解決策は、L-1 企業内転勤ビザの将来的な資格取得、母国からのリモートワーク、若しくはグリーンカードのスポンサーシップを含む、より長期的な解決策の代替又は補完として有効である場合があります。

#### 終わりに 本ニュースレターについて:

Fisher Phillips (FP) は、米国労働・人事に関する専門的な法律事務所として、最新の政策動向を 定期的に英語で発信しています。FP は CBS とのパートナーシップを通じて、日本企業にとって有 益な情報を日本語でお届けする取り組みを行っており、本ニュースレターもその一環として日本の読 者に向けご提供しています。

